

**相続または贈与等に係る
生命保険契約や損害保険契約等に
基づく年金の税務上の取扱いの
変更について**

このたび、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。

そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなつて
いる所得税が還付となります。

お手数をおかけしますが、必要な手続き（更正の請求または確定申告など）をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付の手続きについては、**国税庁ホームページ** [www.nta.go.jp] をご覧いただくか、**佐渡税務署**にお問い合わせください。

※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早目の手続きをお願いします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかつた方も対象となります。

お問い合わせ

佐渡税務署 個人課税部門 ☎74-3276

(自動音声案内「2」を選択してください)

**建物を取り壊した時や
用途を変更した時には
ご一報ください。**

固定資産税は、毎年1月1日現在において土地・家屋・償却資産を所有している人に課せられます。

平成22年12月末までに家屋を取り壊した場合、平成23年度分より固定資産税の課税対象とはなりません。また、家屋の一部を取り壊した場合でも、取り壊した床面積分は課税対象から差し引かれます。

届出がない場合には課税されることがありますので、平成23年1月末までに下記までご連絡ください。

また、家屋の用途を変更したとき（店舗を住宅に改修したり、逆に住宅を店舗に改修したときなど）には、その家屋の敷地の課税において、固定資産税が軽減される特例措置の適用が変更となる場合があります。連絡をいただいた後に担当が現地まで確認にお伺いしますので、ご連絡くださるよう、ご協力をお願いします。

お問い合わせ

市役所税務課 固定資産税係

☎63-5110

または各支所市民課・各行政サービスセンター（税務担当）

事業者の皆さまへ

個人住民税は特別徴収で納めましょう!

■給与所得者の個人住民税は給与天引き（特別徴収）が法律等で義務づけられています。

個人住民税は、所得税の源泉徴収と同様に、事業者（給与支払者）が毎月従業員（給与所得者）に支払う給与から天引き（特別徴収）し、住民税の納税義務者である従業員に代わって、従業員の住所地の市町村へ納入することが、地方税法および各市町村の条例で義務づけられています。

■所得税のように事業者が税額を計算したり、記帳する必要はありません。

所得税の源泉徴収の事務手続きと異なり、事業者が税額を計算する必要はありません。

市町村が毎年5月に事業者（給与支払者）に対して「給与所得等にかかる特別徴収税額決定通知書」により月々に特別徴収をすべき額をお知らせしますので、その税額を毎月の給与から特別徴収し、翌月10日までに合計税額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

■従業員の方の納税にかかる負担が軽減されます。

従業員一人ひとりが納税のために、金融機関や市町村窓口に向かう手間を省くことができます。

また、特別徴収以外の方法による納税の回数が通常年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員の方の1回あたりの納税額の負担が少なくなります。

※給与を支払っている事業者で、特別徴収を行っていない方につきましては、市役所税務課市民税係までご相談ください。

お問い合わせ

市役所税務課 市民税係 ☎63-5110

